

# 有害性が非常に強い新規化学物質に対する の管理について

平成28年11月28日

経済産業省 製造産業局

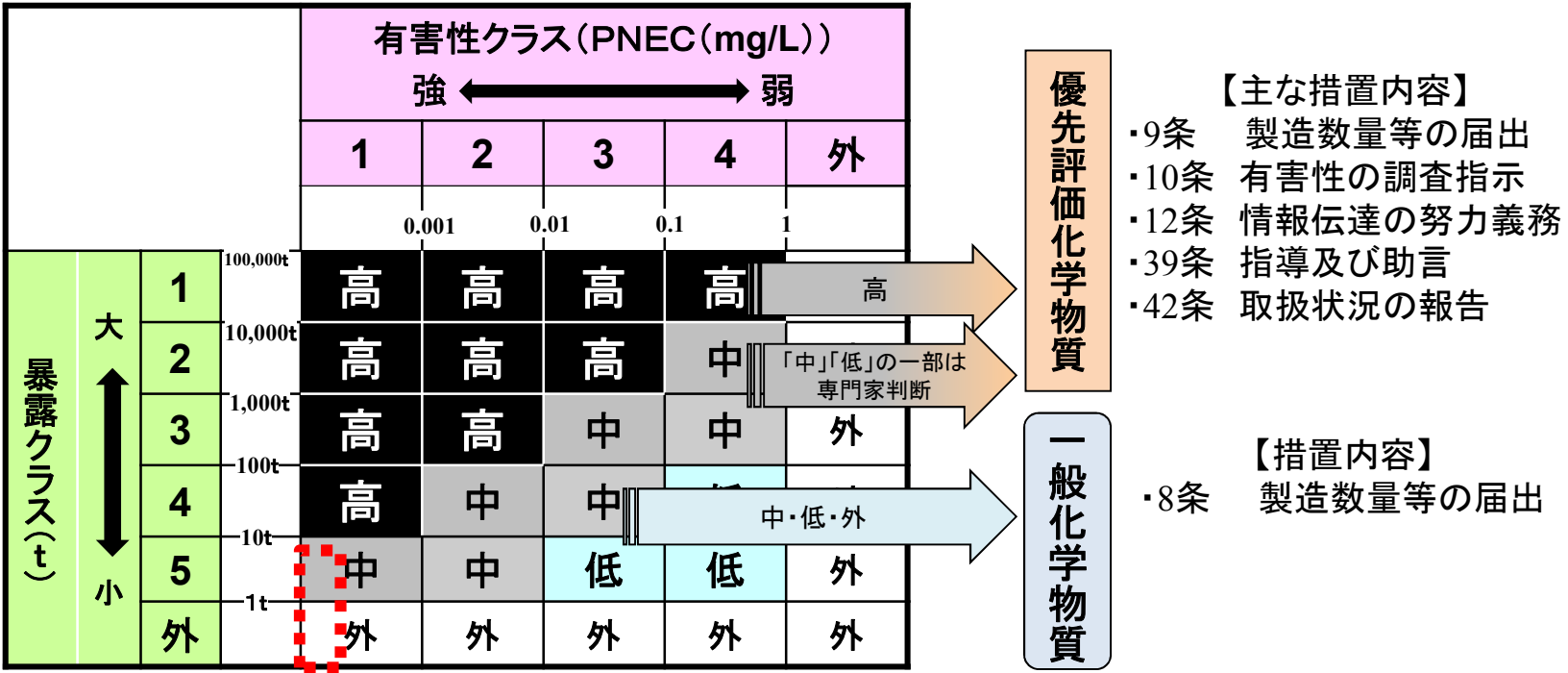
化学物質管理課 化学物質安全室

環境省 総合環境政策局 環境保健部

環境保健企画管理課 化学物質審査室

# 有害性が非常に強い新規化学物質への対応が不十分(生態)

○現行法では、新規化学物質の審査において、優先度マトリックスに当てはめた際に「高」に分類されることになった新規化学物質は、優先評価化学物質に指定後、遅滞なく公示され所要の措置が講じられる。



- 【主な措置内容】
- ・9条 製造数量等の届出
  - ・10条 有害性の調査指示
  - ・12条 情報伝達の努力義務
  - ・39条 指導及び助言
  - ・42条 取扱状況の報告

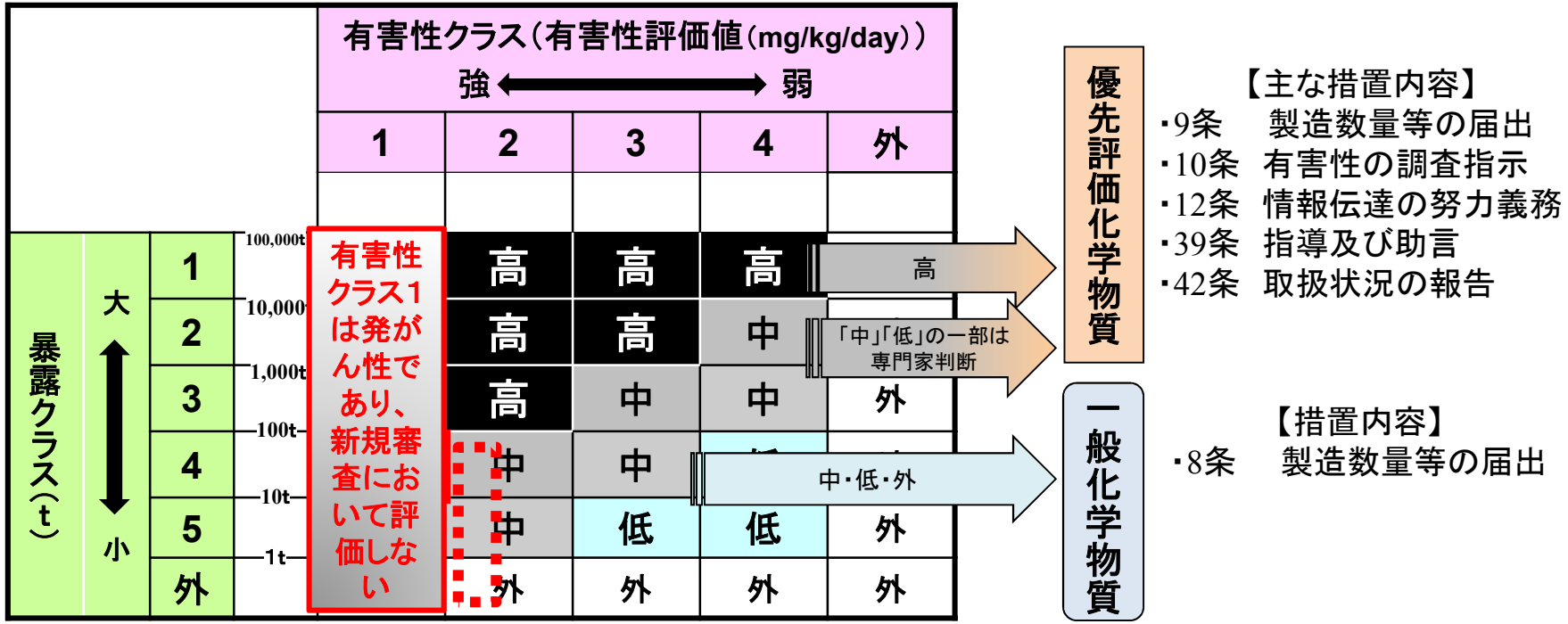
- 【措置内容】
- ・8条 製造数量等の届出

○近年、新規化学物質の審査において、有害性が非常に強く、環境中に放出される場合にはリスクが顕在化する可能性のある化学物質（上記赤枠）が散見されている。

○しかし、このような化学物質については環境排出量が非常に小さいため優先評価化学物質には相当せず、現行の化審法では措置することができない。

# 有害性が非常に強い新規化学物質への対応が不十分(人健康)

○現行法では、新規化学物質の審査において、優先度マトリックスに当てはめた際に「高」に分類されることになった新規化学物質は、優先評価化学物質に指定後、遅滞なく公示され所要の措置が講じられる。



○近年、新規化学物質の審査において、有害性が非常に強く、環境中に放出され、人健康に影響に対してリスクが顕在化する可能性のある化学物質（上記赤枠）が散見されている。

○しかし、このような化学物質については環境排出量が非常に小さいため優先評価化学物質には相当せず、現行の化審法では措置することができない。

# 具体的な有害性が非常に強い新規化学物質

○近年の新規化学物質を調べたところ、未公示の新規化学物質において、①製造・輸入予定数量が急増する新規化学物質、②毒性が非常に強い新規化学物質が散見されている。

## ① 製造・輸入予定数量が急増する化学物質（急増とは、3カ年で5~10倍程度とした）

物質名※	製造輸入実績推移 (H24fy~26fy)(単位:トン)			用途	排出係数	環境排出量(H24fy~26fy)※※ (単位:キログラム)		
	90	300	500			84.6	282	470
化学物質A	90	300	500	プラスチック、プラスチック加工助剤、プラスチック添加剤	0.00094	84.6	282	470
化学物質B	1	6	10	作動油、絶縁油、プロセス油、潤滑油	0.00022	0.22	1.32	2.2
化学物質C	3	20	40	接着剤、粘着剤、シーリング剤	0.0011	3.3	22	44
化学物質D	20	60	100	プラスチック、プラスチック加工助剤、プラスチック添加剤	0.00094	18.8	56.4	94
化学物質E	3	6	12	電気電子材料	0.0012	3.6	7.2	14.4
化学物質F	30	100	300	塗料、コーティング剤	0.0013	39	130	390
化学物質G	4000	7000	20000	作動油、絶縁油、プロセス油、潤滑油	0.00022	880	1540	4400

※化学物質の名称は対外的に秘匿。実績数量は、H24fy~H26fyの3年間のデータを確認。  
 ※※製造輸入数量の全量に対応する用途へ出荷されたものとみなした場合の推計値

## ② 毒性の非常に強い化学物質は、例えば、以下の通りである。

物質名	PNEC※(mg/L)	用途	暴露クラス	有害性クラス	スク評価結果	参考情報(製造・輸入数量の3年予測)
化学物質H	0.000029	化学プロセス調節剤	外	1	外	製造 1年目2 <sup>トン</sup> 2年目2 <sup>トン</sup> 3年目7 <sup>トン</sup>
化学物質I	0.0000016	医薬中間体	外	1	外	輸入 1年目40 <sup>トン</sup> 2年目120 <sup>トン</sup> 3年目180 <sup>トン</sup>
化学物質J	0.000027	ゴム製品用の安定剤	外	1	外	輸入 1年目20 <sup>トン</sup> 2年目35 <sup>トン</sup> 3年目35 <sup>トン</sup>

※化学物質の名称は対外的に秘匿。これらは、平成26年に事業者より届出られている化学物質である。  
 ※PNECは予測無影響濃度(化学物質が影響を起こさないと推定される濃度)のことであり、具体的には藻類、ミジンコ、魚類の生態毒性試験による毒性値(EC50、LC50等)の最小値を、不確実係数で除した値で、小さければ小さいほど毒性が強い。  
 ※EC50:半数影響濃度(藻類であれば増殖阻害状況、ミジンコであれば遊泳阻害を起こす割合)、LC50:半数致死濃度(魚であれば致死率) 3

# 有害性が非常に強い新規化学物質への対応策について

○新規化学物質の審査の結果、有害性が特に強いために取扱いに注意を促す必要がある新規化学物質について、事業者に対する国の指導、助言等の権限を創設することとしてはどうか。

		有害性クラス(PNEC(mg/L))						
		強 ← → 弱						
		1	2	3	4	外		
			0.001	0.01	0.1	1		
暴露クラス(t)	大	1	100,000t	高	高	高	高	高
		2	10,000t	高	高	高	中	「中」「低」の一部は 専門家判断
		3	1,000t	高	高	中	中	外
	小	4	100t	高	中	中	中・低・外	
		5	10t	中	中	低	低	外
		外	1t	外	外	外	外	外

優先評価化学物質

- 【主な措置内容】
- ・9条 製造数量等の届出
  - ・10条 有害性の調査指示
  - ・12条 情報伝達の努力義務
  - ・39条 指導及び助言
  - ・42条 取扱状況の報告

一般化学物質

- 【措置内容】
- ・8条 製造数量等の届出

毒性が強い化学物質  
(赤点線内部分)

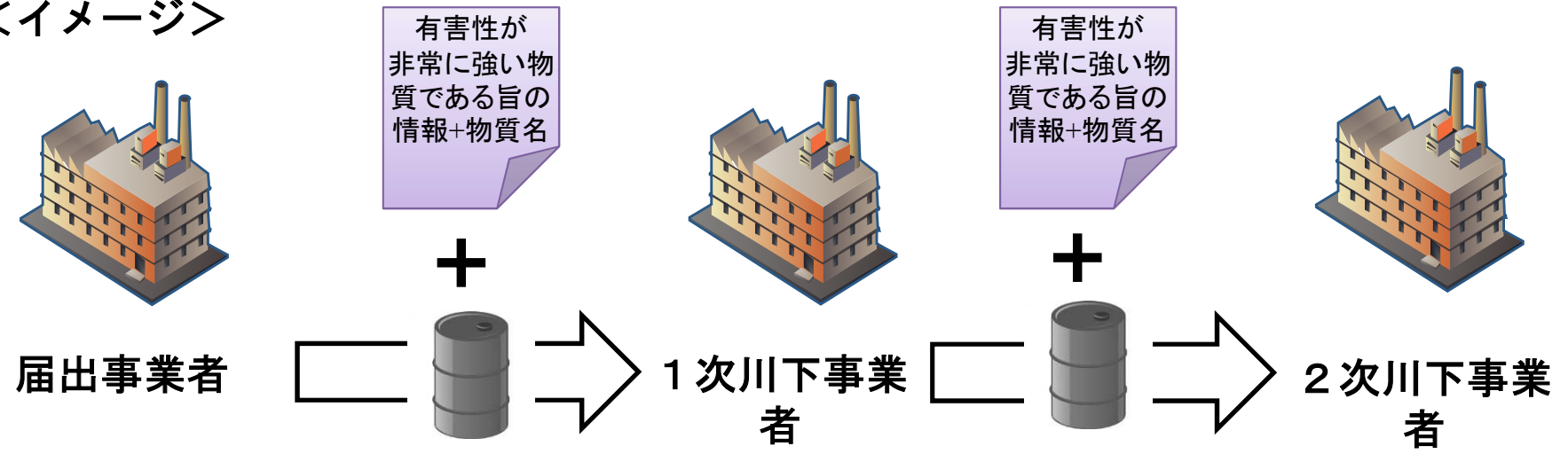
- ・新たな措置として、環境排出量が増加することを防ぐ取組を課すこととしてはどうか。
- ・具体的には、優先評価化学物質を参考に、情報伝達の努力義務、指導及び助言等による措置

有害性クラスが高く、  
環境排出量が急増しやすい

# 有害性が非常に強い新規化学物質の管理措置①

製造輸入量の増加・開放型用途への変更等によってリスクが顕在化しないよう、  
○製造・輸入する事業者（川上事業者）は、他の事業者に対し譲渡し、又は提供するときには、その相手方（川中事業者）に対し、当該物質に該当する旨を伝達する努力義務を負う。  
○当該物質を譲渡又は提供された事業者（川中事業者）も同様に、他の事業者に対し譲渡、提供するときには、その相手方（川下事業者）に対して情報伝達する努力義務を負う。

<イメージ>

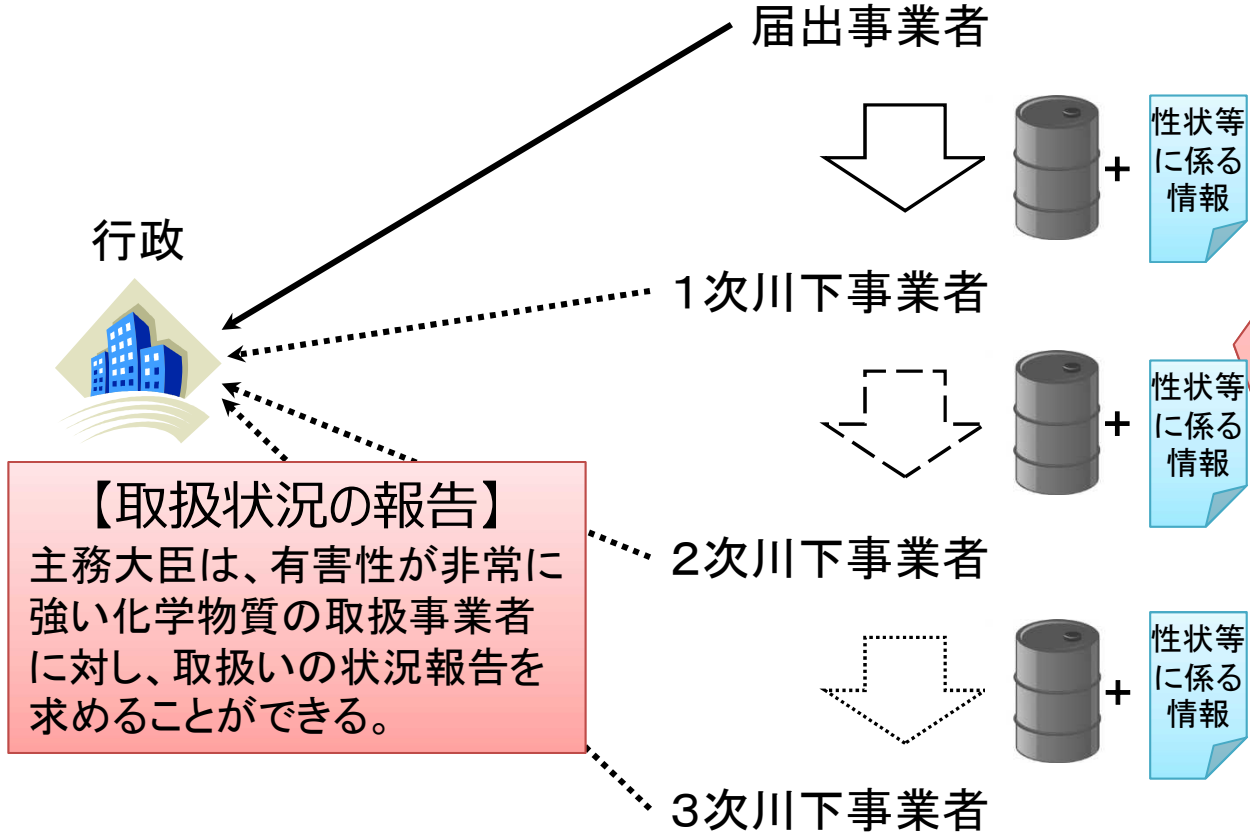


※新規化学物質の用途を特定できる事業者が対象(成型品や商品を扱う事業者は対象外)

# 有害性が非常に強い新規化学物質の管理措置②

- 国は、当該物質を取り扱う事業者を把握し、必要に応じて取扱状況の報告を事業者を求めることとする。
- 国は、環境汚染を防止するために必要があると認めるときは、事業者に対し取扱いの方法について指導及び助言することとする。

## <イメージ図>



- ### 【指導及び助言】
- ①有害性が非常に強い化学物質を他の事業者に譲渡し、又は提供する際は、相手方に対して当該物質の性状等に係る情報(例えばSDS)を伝達する。
  - ②その相手方においても他の事業者に譲渡し、又は提供する際には、同様の情報伝達を行う旨伝達すること。

# 有害性が非常に強い新規化学物質への対応策について（名称公示後）

- 有害性が強い新規化学物質についての情報伝達の努力義務、国による指導及び助言等の措置は、当該化学物質の名称が公示され一般化学物質となった後も継続する。
- それ以外の一般化学物質については、全ての事業者には毒性が強く取扱いに注意が必要な物質である旨を以下のような措置によって伝達してはどうか。

## 業界団体への周知

- 情報伝達措置の対象となる可能性のある事業者が会員となっている業界団体に対して、
  - ①SDSを活用して情報伝達を適切に行うこと、
  - ②伝達された情報に従って適切に取り扱うべき旨を会員に周知徹底することを依頼してはどうか。

## HP等での公表

- 毒性が非常に強い一般化学物質について、毒性等の所要の情報を経産省・環境省HP等のWEBに掲載し、国民に広く周知してはどうか。
- そうすれば、全ての事業者が当該一般化学物質に関する情報を知ることになるため、取扱いに注意することが期待される。